

条 例 議 案 の 概 要

議第234号議案 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による介護保険法の一部が改正されたことに伴い、省令により定められていた介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等について、条例で定めるもの。

2 概 要

（1）対象となる施設等

- ・介護老人保健施設

（2）設備及び運営の基準

- ・基本方針
- ・人員に関する基準（従業者の資格・員数の要件）
【医師及び看護師を除く：介護保険法第97条第2項の規定により、厚生労働省令でその基準を定めるものとされている。】
- ・構造・設備に関する基準（必要な構造、必要な部屋等の設置）
【療養室、診察室、機能訓練室を除く：介護保険法第97条第1項の規定により、厚生労働省令でその基準を定めるものとされている。】
- ・運営に関する基準（提供拒否の禁止、基本取扱方針、秘密保持義務、苦情の処理、事故発生時の対応、身体拘束等の禁止、暴力団員等の排除、非常災害対策）
【細目的事項、専門技術的事項等については規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①記録の保存期間に関する規定（国の基準：2年間 → 県の基準：5年間）
【この規定については、規則で定める。】
- ②暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ③非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

（3）施行期日

平成25年4月1日

（4）その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定